

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

「復興特別所得税」いよいよ施行

—25年1月1日以後の源泉徴収から増税—

平成23年11月30日成立の「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により制定された「復興特別所得税」（23年12月19日当FAX情報NO.492にて既報）が平成25年1月1日から施行されます。

◎税額の2.1%を上乗せ

「復興特別所得税」は現行の所得税額に税額の2.1%を上乗せするものです。

（例）100,000円の講演料に対する税額

現行) $100,000 \text{円} \times 10\% = 10,000 \text{円(所得税)}$

25年1月1日以後) $100,000 \text{円} \times 10\% \times 102.1\% = 10,210 \text{円(所得税+復興特別所得税 210円)}$

なお、この「復興特別所得税」は平成25年から平成49年までの所得税に適用されます。

◎源泉徴収も2.1%上乗せで徴収

給与所得、退職所得、公的年金、報酬・料金、利子、配当等多くの所得は、支払者が支払の際、所得税を源泉徴収することとなっていますが、25年1月1日以後は現行の所得税額に税額の2.1%を上乗せして徴収します。

	現行の源泉徴収税率	25年1月1日以後
公的年金	5%	5.105%
上場株式の配当	7%	7.147%
報酬・料金（100万円以下）	10%	10.21%
預貯金の利子	15%	15.315%
非上場株式の配当	20%	20.42%

給与については復興特別所得税が加算された「平成25年分 源泉徴収税額表」（24年11月までに税務署から各事業所へ送付済み）により源泉徴収します。

なお、源泉徴収した所得税・復興特別所得税は合算したまま、今まで通りの納付書で納付します。

*24年12月31日以前に支払が確定していた賞与、配当等を25年以後に支払う場合

・・・24年以前の税率で源泉徴収します。

◎手取額から所得税・復興特別所得税を逆算する方法（グロスアップ計算）

①報酬・料金等…手取100,000円の場合

$100,000 \div (100 - 10.21)\% \times 10.21\% \Rightarrow 11,370 \text{円(円未満切捨)}$ …所得税・復興特別所得税計

②預貯金の利子…手取10,000円の場合（所得税・復興特別所得税の他住民税利子割5%が徴収済）

$10,000 \div (100 - 15.315 - 5)\% \times 15.315\% \Rightarrow 1,921 \text{円(円未満切捨)}$ …所得税・復興特別税計

・内復興特別所得税… $1,921 \times 2.1\% \div 102.1\% \Rightarrow 40 \text{円(円未満四捨五入)}$

・内所得税… $1,921 - 40 = 1,881 \text{円}$

・住民税利子割… $10,000 \div (100 - 15.315 - 5)\% \times 5\% \Rightarrow 627 \text{円(円未満切捨)}$